北海道森林審議会委員の公募のお知らせ

○　北海道では、林務施策に道民の皆様の声を反映させるため、「北海道森林審議会」の委員を募集します。

※「北海道森林審議会」は森林法第６８条の規定に基づき、法令に基づく事項の処理を行うほか、北海道の森林づくりに関して幅広く意見を伺うために設置しています。現在１５名の委員で構成されておりますが、本年１２月に委員の任期が満了となります。

＜応募要領＞

応募資格		次のすべての条件を満たす方 ①　北海道内に居住する満１８歳以上の方（令和７年１２月１日現在） ②　森林づくりについて関心を持ち、審議会に出席できる方（年数回、札幌市内での出席またはオンライン出席） ③　国又は、地方公共団体の議員及び職員（道職員であった者を含む）**「以外」**の方
公募人員		若干名
委員の任期		令和７年１２月から令和９年１２月まで（任命の日から２年間）
応募方法	提出書類	①　応募用紙 「応募用紙」に必要事項を記入してください ②　小論文 次のテーマについて、１，０００字以内にまとめてください テーマ　【北海道における森林・林業・木材産業の魅力と情報発信について】 ※　北海道の森林は、全国一の面積を有し、先人達が植え、育ててきた人工林が利用期を迎えるなか、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を行うことが、山村地域の振興に繋がることはもとより、ゼロカーボン北海道の実現や持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）の達成に貢献します。そこで、他都府県にはない北海道の森林の魅力と、林業・木材産業に携わる人たちの活動について、広く情報を発信するために、あなたが効果的と考える取組とその理由をまとめてください。 ※「応募用紙」は、道庁のホームページからダウンロードできます（PDF、Word）。また、水産林務部総務課にも備え付けてあります。 ※「小論文」は、400 字詰原稿用紙を使用するか、Ａ４版用紙１枚につき 400 字程度で作成してください。なお、電子メールで提出する場合は、「Word」により作成してください。
	応募期間	令和７年（2025 年）７月１日（火）～令和７年８月１日（金）
	提出方法	道庁水産林務部総務課林務企画係へ、郵便又は電子メールで送付してください。 持参の場合は８月１日（金）17 時まで。郵送の場合は当日消印有効とします。
選考		選考委員会において、原則として提出された書類により選考しますが、必要に応じ、面接を実施することがあります。 ①書類による選考 小論文並びに応募用紙記載内容（年齢・活動内容など）により選考します。 ②面接による選考 書類選考の結果、選考委員会で必要と認める場合に実施します。面接については、道庁での対面またはオンラインにて実施する予定です。なお、面接で来庁される際の費用またはオンライン面接の通信に要する費用は応募者負担とさせていただきますのであらかじめご了承ください。
委員の仕事		道で選任した他の委員とともに、「知事の諮問に応じ、森林法又は他の法令の規定で定められた事項や森林づくりの推進に関する重要事項の調査審議」を行います。
報酬等		審議会に出席した場合は、道の規定に基づき報酬及び旅費をお支払いします。

お問い合わせ先・提出先

〒　０６０－８５８８　　札幌市中央区北３条西６丁目

北海道水産林務部総務課林務企画係

電話番号　　０１１－２０４－５４５８　（林務企画係直通）

E-mail　　suirin.somu1@pref.hokkaido.lg.jp

（参考）過去の森林審議会の開催状況等については、道庁ホームページに掲載しています。